理事及び監事の職務権限等規則

第1条【目的】

本規則は、公益財団法人全日本軟式野球連盟(以下「本連盟」という。)定款第6章に定める理事及び監事(以下「役員」という)の責任及び職務権限を明確に定め、公益法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

第2条【役員の責任】

役員は、報酬の有無に関わらず、法令、定款及び本連盟が定める規則、スポーツ庁が定めるスポーツ団体ガバナンスコード等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める本連盟の目的の遂行に寄与しなければならない。

第3条【役員の職務権限】

役員は、定款第 28 条及び同第 29 条、本連盟規程第 18 条に定めることのほか、別表に 定める職務権限を有する。

第4条【役員の役割】

役員は、前項に定める職務権限を有するとともに次に定める役割を担わなければならない。

- (1) 役員の選任に関する規程第4条(1) に定める各ブロックが推薦する理事
 - ① 本連盟と各都道府県軟式野球団体(以下、支部という)の意志の疎通に貢献する。
 - ② 理事会で決議された事項について、ブロック内支部に正確に伝達し、支部の疑問 に答え、理解を求める。
 - ③ 理事会の付託を受け、ブロック内支部の意見の聴取、取りまとめを行う。
 - ④ 支部からの問題提起や要望について、実情をよく調査したうえで理事会へ正確に 具申する。
 - ⑤ 本連盟の事業全般について、経験と知識を基に充分に本連盟の社会的立場を考慮 したうえ、理事会で意見を述べ本連盟に有意義な判断をする。
 - ⑥ 本連盟が主催する事業(大会・講習会等)を主管するブロック内の支部に対して、 適切に事業の運営が行えるよう理事として責任をもって指導する。
 - ⑦ 審判技術指導員及び研修員の資質について監督し、役員、事務局等から問題の指摘があった場合には、該当ブロック選出の技術委員と協力し、問題を解決する。
- (2)役員の選任に関する規程第4条(1)に定める理事のうち、同規程第3条に定める 外部理事以外の理事

本連盟の内部事情、問題点を充分に承知した経験と知見を期待されていることを理解し、所属等に関係なく、組織全体の利益を優先し、客観的かつ中立的に意見を述べ、

世間一般の常識とのバランスを考慮した的確な判断をする。

(3)役員の選任に関する規程第3条に定める外部理事

- ① 各々が専門的知見を期待されていることを充分に理解し、特にその分野の案件について積極的に情報を収集、提供し、意見を述べ、必要に応じ、本連盟が必要な外部人材を紹介するなどの職務を担う。
- ② 本連盟の事業、理事会の業務執行状況について、常に客観的に意見を述べ、世間 一般の常識や通例、時代の変化を勘案し、有益な意見を述べ、正確に判断する。

(4) 監事

理事会へ出席し、それぞれの理事が公正に適切な意見をのべ、議論され、理事会の 運営が正常に行われているか本連盟の不利益となるような決議がなされていないか 等について監督し、問題があると判断した場合には意見を述べる。

第5条【代行順序の決定】

会長が事故又は欠けたときに、会長の業務執行に係る職務を代行するときの順序は、毎事 業年度最初の理事会において決定することとする。

第6条【改廃】

この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規則は、令和4年2月1日より施行する。

別表【役員の職務権限】

役職	職務権限	具体的な業務
会長	1. 法人の代表として業務を執行する	※毎事業年度4箇月を超え
(業務執行理事)	2. 理事会の招集、議長としてこれを主宰	る間隔で 2 回以上の自ら
	する	の職務執行状況の報告
	3. 評議員会の招集	①事業報告書及び決算書の
	4. 事案の決済及び専決に係ること(専務	作成
	理事と分掌)	②事業計画及び予算の確認
		②ガバナンスコードの遵守
		状況及び自己説明に係る
		こと
副会長	1. 会長の補佐 (専務理事と分掌)	※毎事業年度4箇月を超え
(業務執行理事)	2. 会長が事故又は欠けたときの職務代行	る間隔で 2 回以上の自ら
		の職務執行状況の報告
		【左記2における場合】
		①理事会の招集と議長
		②評議員会の招集
		③事案の決済及び専決に係
		ること
		④事業報告、決算書の作成
専務理事	1. 会長の補佐(副会長と分掌)	※毎事業年度4箇月を超え
(業務執行理事)	2. 理事会の決議に基づく日常の事務の総	る間隔で 2 回以上の自ら
	括及び評議員会決議事項の処理	の職務執行状況の報告
	3. 事務局の職務管理	①理事会議案の提案
	4. 事案の決済及び専決に係ること(会長	②業務執行理事の担当業務
	と分掌)	管理
		③予算の執行管理
		④事業計画及び予算の立案
		と作成
		⑤ガバナンスコード管理
常務理事	1. 専務理事の補佐	※毎事業年度4箇月を超え
(業務執行理事)	2. 専務理事が事故又は欠けたときの職務	る間隔で 2 回以上の自ら
	代行	の職務執行状況の報告
業務執行理事	連盟規程第 18 条の職務の遂行	

(1) 総務担当執行理事

■総務・財政・組織

総務: 事務局、役職員に係る 事全般、各種必要規程の立

案・整備 など

財政: 財政の短期見通し、自 主財源等の中長期計画の立 案、予算執行状況の把握

など

組織:ガバナンスコード遵 守状況の管理・確認、組織改 善に係ること など

■企画・立案・運営

企画・立案:中長期計画の企 画・立案の作成、事業計画及

び予算の作成 など

運営:ガバナンスコード管 理、事務局運営、事業運営全 般に係ること など

■競技・渉外・用具

競技:競技全般に係ること **渉外:**関係団体、他団体との 交渉及び連携に係ること

など

用具: 公認用具、その他用具 及び装具に係ること など

■資格審査・倫理・検定

資格審查: 職業野球競技者 アマチュア復帰申請審査、 付与資格の審査 など

倫理:倫理委員会運営、通報 窓口運営、倫理研修、懲罰に

係ること など

検定:新規の公認用具検定

に係ること など

(2) 企画担当執行理事

(3) 競技担当執行理事

(4) 規律担当執行理事

(5) 指導担当執行理事

■技術・指導・医科学・研修

技術: 審判委員会に係ること、競技者技術に係ること など

指導:審判及び指導者・記録 員・放送員等の育成に係る こと

医科学:競技者の傷害予防 及び健康に係ることなど **研修:**各種研修会全般に係

ること

■普及・広報・協賛・国際化 普及:軟式野球の普及・大会 認知度の向上に係ることな

広報:広報誌、ホームページ 等の情報発信に係ることな ど

協賛:協賛大会のフォロー、 新規協賛開拓の働きかけ等 に関することなど

国際化: 国際連盟との連携、 軟式ボールの国際普及及び 軟式野球国際大会開催の推 進に係ることなど

(6) 広報担当執行理事